

リベラル・ナショナリズム憲法学

栗田, 佳泰

<https://hdl.handle.net/2324/6796078>

出版情報 : Kyushu University, 2023, 博士 (学術), 論文博士

バージョン :

権利関係 : Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (2)

氏 名 : 栗田 佳泰

論 文 名 : リベラル・ナショナリズム憲法学

区 分 : 乙

論 文 内 容 の 要 旨

主論文は、リベラルを標榜する憲法学において多年にわたり敵視あるいは等閑視されてきたナショナリズムと文化的少数者（民族文化的マイノリティ）の権利の双方を相互に強く関連性を有するものと見て、政治学や社会学、心理学の知見を援用しながら、リベラリズムの現代的展開をふまえて、理論的定位置を試みるものである。

主論文が答えようとした課題は、次のようである。これまでの憲法学では、国家が個人に対し一定の価値を押し付けようとするナショナリズムはリベラルでなく擁護不能である、文化的少数者等の集団的な属性に着目した権利は平等国家の理念に反する、といった通説的観念のため、公教育で伝統や文化を教えることや、天皇制、アイヌといった少数先住民族に先住権を付与したり外国人に対して種々の権利保障を行ったりすることについて、否定的に捉えるか、アド・ホックな政策（国際人権法に配慮したものも含む）に任せて憲法的には無視するかの二択となりがちであった。

しかし、主論文が参照する政治哲学者ウィル・キムリッカの議論は、個人にとって集団的属性もまた大切なアイデンティティの源泉であり尊重を要すると説き、文化的少数者の権利を伝統的な人権とは別のものとして擁護する。また、キムリッカは、そうした個人の生に意味を付与する文脈としての文化（社会構成的文化）を維持・再生産するため、ナショナリズムをリベラルな条件の下で擁護する。

主論文も上のキムリッカの議論を好意的に援用する。ただし、次の二点の疑義を呈している。①よく指摘されるように、キムリッカは、あくまでリベラルな個人像の維持・再生産のために道具的にナショナリズムを理解しており、なぜナショナルな文化が社会構成的文化として維持・再生産されるべきなのかについて積極的な議論を展開しているとはいえない。②キムリッカは、主流派社会への統合に同意がなかったものとして少数先住民族やナショナル・マイノリティ（カナダのケベックなど）については集団間の平等を強く要求しマイノリティの権利を正当化する一方、移民については、主流派社会への統合に同意があるものとみなしており、その権利の理論的な正当化に限界がある。

そこで主論文は、キムリッカの議論では不十分であったナショナリズムの近代的な理解や今日的な通説を掘り下げた。また、社会学者アルフレッド・シュッツと社会心理学者小坂井敏晶の議論から、外国人は「異人」としてネイションの集団的なアイデンティティの維持には不可欠な要素であ

ると位置づけた。すなわち、今日、ナショナルな文化は当該国家単位の多くの人にとって所与であり、そこから抜け出すことは容易ではない。そんなネイションにとって「異人」は、本質的に相容れない異物なのではなくむしろ、本質的にネイションの必要とする存在なのである。

したがって、ナショナリズムはリベラルな個人の維持・再生産のための道具ではなく、個人が事実上の所与として捉える現実であるから維持・再生産されるべきなのであって、リベラリズムはそのようなネイションのもつ可能性の一つであると言いうる。また、「異人」の権利は、多数派であるネイションの集団的なアイデンティティ保持のために不可欠のものとして正当化される。

主論文は、憲法をリベラリズムの観点から解釈すべきとする想定に立つが、上のようにナショナリズムに規範的意味づけを行うべきとも主張する。そのため、リベラル・ナショナリズム憲法学と題するものである。それからすれば、日本においても、伝統や文化がある程度維持・再生産されてはじめてリベラリズムの草の根レベルの定着が図られるとともに、文化的少数者の権利を認めることが憲法上要請されることになる（主論文第Ⅰ部）。

主論文は、上のようなリベラル・ナショナリズム理論でもって、憲法学のいくつかの論点に回答を提示する。大きく分けて、それはナショナリズムに関連する分野と、文化的少数者の権利に関連する分野とがある。前者につき、天皇制と公教育における伝統や文化、そしてリベラルな諸価値の教育について、それぞれ理論的定位置を行った（主論文第Ⅱ部）。後者につき、日本社会の多文化化を想定しつつ、信教の自由の日米加比較や憲法 13 条から解釈上導かれる文化的少数者の権利、国籍の観念についてそれぞれ理論的定位置を行った（主論文第Ⅲ部）。

また、主論文はキムリッカの議論に多くを負うところ、参考論文①は、キムリッカが答えようとした課題、すなわちカナダ国内の文化的・宗教的少数者をいかに統合するかという問題について、公教育との関連でカナダ最高裁判所がいかなる回答を示してきたか、いくつかの判例を参照することで主論文を補充するものである。参考論文②は、リベラリズムと憲法学との関係を瞥見したうえで、キムリッカがカナダの経験に示唆を得てリベラリズムを展開させたことに注目し、日本の憲法判例からどのようなリベラリズムの展開がありうるかを検討するもので、主論文の応用的考察である。